



島根県報

平成21年6月23日（火）

第2,096号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 (中 小 企 業 課) 2

【公安委員会告示】

警備員指導教育責任者講習の実施 (警 察 本 部) 2

警備業務に係る検定合格者審査の実施 (") 4

告 示**島根県告示第488号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成21年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表の注の3の(4)中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改め、「同法」を削る。

附 則

この告示は、平成21年 6 月23日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第61号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成21年 6 月23日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成21年 9 月 2 日（水）から同月10日（木）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～17：00 （9月8日及び同月9日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成21年 9 月 2 日（水）から同月9日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～17：00	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成21年 9 月 2 日（水）から同月9日（水）まで （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～17：00	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成21年 9 月 7 日（月）	13：00～17：00	松江市殿町158番地 島根県民会館
	同月 8 日（火）から10日（木）まで	9：00～18：00 （9月10日は17：00まで）	

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成21年9月7日（月）	13：00～17：00
	同月8日（火）及び9日（水）	9：00～17：00
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成21年9月7日（月）	13：00～17：00
	同月8日（火）及び9日（水）	9：00～17：00

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号
20名程度
- (2) 新規取得講習2号
15名程度
- (3) 新規取得講習3号
5名程度
- (4) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10名程度
- (5) 追加取得講習3号
5名程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 受付期間

平成21年7月2日（木）から同月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の警察署

(3) 提出書類

- ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）をはり付けたもの）
- イ 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各1通
- (7) 5(1)アに該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (4) 5(1)イに該当する者
5(1)イに掲げる合格証明書の写し
- (5) 5(1)ウに該当する者
5(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 5(1)エに該当する者
5(1)エに掲げる1級の検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し
- (7) 5(1)オに該当する者
5(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通
- エ 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

- ア 新規取得講習1号 47,000円
- イ 新規取得講習2号 38,000円
- ウ 新規取得講習3号 38,000円
- エ 追加取得講習1号 23,000円
- オ 追加取得講習2号 14,000円
- カ 追加取得講習3号 14,000円

7 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3491、3493）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第62号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第9条の規定により告示する。

平成21年 6 月 23 日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

1 検定合格者審査を実施する警備業務の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務 2 級

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務 1 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(4) 施設警備業務 2 級

常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(5) 交通誘導警備業務 1 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(6) 交通誘導警備業務 2 級

交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

(7) 貴重品運搬警備業務 1 級

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(8) 貴重品運搬警備業務 2 級

貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者

2 検定合格者審査の申請の対象者

検定合格者審査は次に掲げる条件を満たさない者について行う。

(1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの

(2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの（(1)に掲げる者を除く。）

3 検定合格者審査の実施日時、場所及び定員

回	実施日時	実施場所	定員
第 1 回	平成21年 8 月 25 日（火） 午前 9 時から午後 0 時まで	松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター	50人
第 2 回	平成21年 9 月 29 日（火） 午前 9 時から午後 0 時まで		50人
第 3 回	平成21年10月14日（水） 午前 9 時から午後 0 時まで		50人
第 4 回	平成21年11月25日（水）		50人

	午前9時から午後0時まで		
第5回	平成22年1月13日(水)		50人
	午前9時から午後0時まで		
第6回	平成22年1月27日(水)		50人
	午前9時から午後0時まで		

4 検定合格者審査の方法

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定合格者審査申請手続に関する事項

(1) 受付期間

ア 第1回審査

平成21年7月13日(月)から同月24日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

イ 第2回審査

平成21年8月17日(月)から同月28日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ウ 第3回審査

平成21年9月7日(月)から同月16日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

エ 第4回審査

平成21年10月13日(火)から同月23日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

オ 第5回審査

平成21年11月16日(月)から同月27日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

カ 第6回審査

平成21年12月14日(月)から同月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

なお、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 提出書類

ア 審査申請書(規則附則別記様式)1通

イ 添付書類

(ア) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1葉

(イ) 旧規則第8条の規定による合格証(以下「旧合格証」という。)の写し1通

- (ウ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
- (エ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面（旧合格証を島根県公安委員会から交付されている者は、提出を要しない。）1通
- (オ) 代理人（申請者が属する警備業者の従業員に限る。）が審査申請書を提出する場合にあつては、申請者本人の委任状1通

(3) 提出先

次のいずれかの警察署に提出すること。

なお、郵送による申請は認めない。

ア 島根県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

- (ア) 旧合格証の交付申請を行った警察署
- (イ) 住所地（島根県内に限る。）を管轄する警察署
- (ウ) 警備員である場合におけるその者の属する営業所の所在地（島根県内に限る。）を管轄する警察署

イ 島根県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、島根県内に住所を有する者又はその者が警備員である場合におけるその者の属する営業所が所在する者

- (ア) 住所地を管轄する警察署
- (イ) 営業所の所在地を管轄する警察署

6 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。なお、審査申請書を受理した後は、検定合格者審査手数料は還付しない。

7 その他

- (1) 検定合格者審査を受ける者は、審査当日、旧合格証を必ず持参すること。
- (2) 審査当日は、午前9時から午前9時20分までを受付時間とする。

8 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3491、3493）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。